

町内小・中学校保護者の皆様

飯豊町教育委員会
教育長 熊野 昌昭
「公印省略」

飯豊町における学校関係者が新型コロナウイルス感染症の
陽性者や濃厚接触者になった場合の対応について（お知らせ）
－ 新年度の確認事項について －

日頃、町教育行政に特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が県内でも依然と高い水準にあります。新学期が始まる中、「感染予防について」や「感染や濃厚接触になった場合の対応について」の表を確認していただきますようお願いいたします。ご理解とご了承をお願い申し上げます。

記

1 感染予防について

(1) 基本的な感染防止対策について

マスク（不織布製が望ましい）の着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気などの基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

(2) 健康観察の徹底について

朝、登校前にお子さんの健康観察をお願いします。風邪症状等をはじめ、腹痛や下痢、倦怠感など体調に変化がある場合は、登校を控え、医療機関を受診するようお願いいたします。特に、オミクロン株の特性を踏まえ、発熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合でも医療機関を受診するようお願いいたします。また、同居家族に風邪症状等がみられる方がいる場合は、登校を控えていただきますようお願いいたします。（学校は出席停止扱いになります。）

(3) ワクチンを接種していない・できないお子さんの感染防止について

ワクチン接種の対象年齢に満たないお子さんなどワクチン接種できない方の家族は、できるだけ感染リスクが高い行動を避け、体調に不安がある場合は家庭内でもマスクを着用するなど感染防止対策の徹底をお願いいたします。

(4) 感染への備え（置賜保健所からの情報）

万が一感染し、発熱した場合を想定して①家族分を含めた一般の解熱剤3日分や②小児では経口補液剤・ゼリーを備蓄しておくことが有効です。

コロナに関する不明な点や、裏面の「感染や濃厚接触になった場合の対応について」の連絡先

平日日中の場合 各学校

または教育委員会教育総務課 0238-87-0519

平日夜間、休日の場合 教育委員会教育総務課 090-4317-8038

2 感染や濃厚接触になった場合の対応について

(1) 飯豊町が「山形県における新型コロナウイルス対応の目安0～2」(現在レベル2)に区分される場合

※①～④の場合について、本人または保護者より、速やかに学校に連絡をお願いいたします。

状 況	対 応
① 感染が判明した場合 ＊学校に連絡をお願いします	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校を閉鎖します。保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を行います。 学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、新たな臨時休業になる場合があります。
② 感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合 ＊学校に連絡をお願いします	<ul style="list-style-type: none"> 本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から7日間の健康観察期間中、自宅待機とします。必要に応じて校内消毒等の対策を行います。対策の実施等が必要な場合、学校の一時閉鎖を行います。 閉鎖解除後は、学校では感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行います。
③ PCR検査の受検対象者と判断された場合 ＊学校に連絡をお願いします	<ul style="list-style-type: none"> 本人を自宅待機とするとともに学校では感染防止対策を徹底します。
④ 同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合 ＊学校に連絡をお願いします	<ul style="list-style-type: none"> 本人を自宅待機とするとともに（同居している家族が陰性と判定されるまで）、学校では感染防止対策を徹底します。
⑤ 町内に感染者が確認された場合	<ul style="list-style-type: none"> 町内で感染が確認されたが、「学校関係者及び同居している家族」ではない場合は、感染防止対策を徹底したうえで、学校の教育活動を継続します。
⑥ 近隣市町で感染が確認された場合	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を講じたうえで、通常の教育活動を行います。

(2) 飯豊町が「山形県における新型コロナウイルス対応の目安3～4【特別警戒・非常事態レベル】」に区分される場合

学校運営ガイドラインに準じ、保健所や関係機関と連携の上、学校における感染拡大状況も踏まえて、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとします。

町長から地域全体の社会・経済活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた町一斉の臨時休業を教育委員会で検討いたします。

(3) 職場や親戚に新型コロナウイルス感染症感染した方がいる場合、感染の疑いがある方がいる場合など、心配なことがございましたら、学校までお知らせください。

3 新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷の絶無について

新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者とその家族、治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別に繋がるような行為が問題となっております。このような行為は許されるものではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めていただくとともに、冷静な行動をしていただきますよう皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。引き続き、児童・生徒への差別・偏見の防止について指導して参ります。

4 <参考> 文部科学省「学校の新しい生活様式」

https://www.mext.go.jp/content/20211210-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf